



8 足 監 発 第 8 7 8 号
令 和 8 年 8 月 2 5 日

足立区議会議長 伊 藤 のぶゆき 様
足 立 区 長 近 藤 や よ い 様
足 立 区 農 業 委 員 会 様
足 立 区 監 査 委 員 様

足立区監査委員 初 谷 武 志
同 寺 口 正 治
同 し ぶ や 竜 一
同 佐 々 木 ま さ ひ こ

令和8年度 定期監査（第一期）結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和8年度定期監査（第一期）結果報告書を、同条第9項及び第10項並びに足立区監査基準第36条の規定により下記のとおり提出します。

なお本監査には、杉本ゆう前監査委員、吉田こうじ前監査委員は令和8年6月5日まで、しぶや竜一監査委員、佐々木まさひこ監査委員は令和8年6月8日から関与いたしました。

記

令和8年度 定期監査（第一期）結果報告書

1 監査の対象事務

主として令和7年度の財務に関する事務及び事業の執行等

2 監査期間

令和8年4月27日から令和8年8月25日まで

3 監査の対象部課及び実施日

別紙1「令和8年度 定期監査（第一期）対象・日程表」及び別紙2「令和8年度 定期監査（第一期）旅費・手当等監査対象課一覧表」のとおり

4 監査の基本方針

地方自治法第199条第3項の規定の趣旨及び足立区監査基準に沿って、区の行財政運営が最少の経費で最大の効果をあげているか、組織及び運営の合理化に努めているか等の観点に立脚し、公正で合理的かつ効率的な行財政運営が確保されているか検証するとともに事務事業の改善指導を行った。

5 監査の重点項目

契約に係る事務処理が、適正に行われているか検証した。

6 監査結果

(1) 指摘事項

ア 新複合機の設置運用に係る法令等の不適合及び不適切な事務処理について

自治体における公金の支出は、地方自治法をはじめとする法令及び適正な契約手続きに基づき、厳格に執行されなければならない。また、地方自治法第208条において、各会計年度における歳出はその年度の歳入をもって充てなければならないとする「会計年度独立の原則」が定められている。

しかしながら、総務課（以下「所管課」という。）における複合機の入替え事務を監査したところ、行政実務の基本原則を逸脱した極めて不適切な事務処理が認められた。

本件の問題点は以下の3点である。

(ア) 契約上の履行請求権の放棄及び不経済な公費支出について

旧複合機の賃貸借及び保守委託契約は令和8年3月31日まで有効であり、旧契約のままであれば保守単価は1枚あたりモノクロ1円、カラー9.2円であった。

しかし、令和8年3月中旬に正当な理由なく旧複合機を撤去し、新複合機へと入替えたことにより、同月14日から31日までの使用分に対し、新契約の単価（モノクロ2.5円、カラー22円）が適用される結果となった。

これは、有効に存続していた旧契約に基づく安価な対価での履行請求権を自ら放棄し、区に損害を与えたことを意味する。令和8年3月14日から31日までの新複合機の実績（モノクロ総印刷枚数40万5816枚、カラー総印刷枚数3万1595枚）に基づき計算すると、モノクロ40万5816枚×(2.5円－1円)＝60万8724円、カラー3万1595枚×(22円－9.2円)＝40万4416円、合計101万3140円、消費税込みで111万4454円の公費負担

が増額となった。

旧契約の履行請求権を放棄した上に、新単価を適用し、不必要な公費負担を増大させたことは、「最少の経費で最大の効果を挙げる」とする地方自治法第2条第14項の基本原則に著しく違背しており、公金管理の適正性を欠くものである。

(イ) 会計年度独立の原則を逸脱した事務処理の指示について

総務課長名で発出された通知（7足総総発第4268号）（以下「通知」という。）において、令和8年3月14日から同月末日までの新複合機使用分（令和7年度分の経費）を「令和8年4月使用分と合算して請求」と、明示的な指示がなされていた。

これは、事業者からの「3月分は請求せず4月分にまとめるのが業界の通例である」との申し出を鵜呑みにし、実務上の便宜を優先して法的ルールを軽視したものである。

財政の健全化を担保する「会計年度独立の原則」は、「業界の通例」等によって例外が認められるものではない。意図的に翌年度予算へ付け替える運用を組織として主導したことは、会計に係る法令の基本原則に対する理解すら欠如していると言わざるを得ず、極めて深刻な事態である。

(ウ) 根拠のない支出について

本来、複写機保守委託契約（単価契約）に基づく支出は、支出負担行為の決裁、単価発注依頼、そして「単価契約検査命令書兼検査台帳」への直接記入による適正な検査という一連の手順を経て執行されなければならない。

しかし、所管課の通知は、この正規の手続を完全に無視したものであった。

令和8年3月14日から31日までの使用分に対し、契約もなく本来必要な支出負担行為の決裁を受けることもなく、また検査台帳への適切な記録も行わないまま、事実と異なる「4月分」としての請求を認め、支出している。

これは、公金支出の前提となる法的・事務的な根拠を欠いたまま行われたものであり、極めて不適切な公金支出である。

本件は、契約の欠如及び予算執行の不備が連鎖しており、行政組織としての内部統制のチェック機能が全く働いていない状態にあることを露呈している。

所管課は、本件が区政に対する社会的信頼を損なう事態であることを深く認識し、事業者に対し信義則に沿った厳正な対応を求めるべき

である。

あわせて、二度とこのような不適切な事務執行が行われることのないよう、職員の法令遵守の浸透と再発防止策の徹底を強く求める。

〈総務課〉

イ パソコンの買替におけるデータ消去措置の不徹底及び端末管理の不備について

区が保有する情報資産は、紛失、盗難、漏えい等の脅威から保護するため、区の定める情報セキュリティポリシーに基づき、その取得から廃棄に至るライフサイクル全般にわたって適正に管理・廃棄されなければならない。

しかし、シティプロモーション課における「パソコン及び周辺機器の買替」契約事務を監査したところ、次のような不適切な事務処理が行われていた。

「足立区情報セキュリティ対策に関する要綱」（以下「要綱」という。）第33条及び「単体等で使用するパソコンの安全確保に関する要領」第7条では、機器を廃棄又は返却する場合、機器内部の記憶装置から全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならないと定められている。

また、情報システム課長から発出された通知（7足政情発第1146号）（以下「通知」という。）において、個人情報等の重要情報の有無によって具体的なデータ消去方法を示し、適切に処理するよう促していた。

しかし、当該契約の仕様書では「PC旧品については、無償で回収し、その時点で契約業者の所有物になる」と定めながら、シティプロモーション課が行った措置は特定ソフトウェア、アプリケーションのアンインストールとデザインデータの移動のみにとどまっており、要綱等が求めるデータ消去措置を一切講じないまま機器を業者へ引き渡していた。

さらに、通知では、端末管理台帳（以下「台帳」という。）の作成及び提出、並びに更新を求めているが、シティプロモーション課では、台帳への旧パソコンの登録は行っていたものの、旧パソコンの廃棄年月日の更新を怠っていた。なお、新たに購入したパソコンの備品登録及び台帳への登録は、適切に行われていた。

情報資産の適切な消去及び管理は、情報漏えいリスクを防止するための基本的事項であり、本件における一連の事務処理は、区のセキュリティ基準を著しく軽視したものと看做されるを得ない。

今後は、機器の更新・廃棄時に区の基準に則った確実なデータ消去の

実施と証明書等による履行確認を徹底するとともに、台帳を実態に合わせて遅滞なく更新し、情報資産の適切な管理を徹底されたい。

令和7年度定期監査（第一期）において、ネットワーク（NW）に接続しないパソコンは各所管課が管理することになっているが、「情報システム課においては、情報を記憶する媒体・機器について、区として、NWのセキュリティ確保の観点及び媒体・機器に記録・保存する情報保護の観点から、一貫性・整合性のとれた適切な管理が実施されるよう取り扱いを検討されたい。」との意見を付した。

これを受けて情報システム課は、各所属長へ通知を発出し、各所管課で購入・管理するパソコン等の調査及び台帳の作成・更新を依頼し、管理を徹底するよう周知するとともに、各所管課から台帳を提出させた。しかし、台帳の記述内容までは確認しておらず、シティプロモーション課の台帳の「令和7年度買替時に契約業者が旧品を引き取る仕様になっている」との記述が要綱等の規定から逸脱していることを見逃していた。

各所管課における情報資産の適切な管理は、情報漏えいリスクを防止するための基本的事項である。各所管課で購入したパソコンやタブレット等は、購入した所管課で管理することになっているが、情報システム課においては、単に台帳の提出を求めるに留まらず、今後はより一層の管理が徹底されるよう、提出された台帳の内容精査や各課への指導方法を含め、その取り扱いを検討されたい。

〈シティプロモーション課、情報システム課〉

ウ 郵便切手の購入及び管理の不適正について

購入した郵便切手（以下「切手」という。）については、郵便切手出納簿（以下「出納簿」という。）を備え付けて受払を記帳整理し、出納保管責任者を定めて出納保管を確実にすることとされている。

ところが、産業振興課（以下「所管課」という。）における切手の購入及び管理状況について監査したところ、以下の不適切な事項が認められた。

（ア）事実と異なる出納簿の作成及び提示

令和7年10月24日の切手購入（事案決定書記載：260円16枚、計4160円）について、監査当日（令和8年5月14日）には、提示書類としている出納簿の提示がなく、監査後の令和8年5月18日に所管課から提示された出納簿には「令和7年10月24日に16枚受入れ、同日に16枚一括払出し、残数0枚」の内容が記載されていた。しかし、購入日の令和7年10月24日時点で、郵便局での260円切

手の販売は既に終了していたことから、事実関係を再確認したところ、実際に購入した切手は「140円16枚、100円16枚、10円32枚（計4160円）」であったことが判明した。提示された出納簿は、事案決定書の記載内容と整合させるため、監査後に過去の日付にさかのぼって作成・決裁され、また券種について虚偽の記載がなされたものであった。

(イ) 郵便料金の誤認による公金の過大支出

当該切手の使用（返信用「協定書」の送付）について確認したところ、実際の送付物は「定形外郵便物（規格内・50g以内）」であり、適正な郵送料は1通あたり140円であった。しかし、所管課は「規格外」の料金である260円と誤認して切手を購入・使用したため、1通あたり120円、16通合計で1920円の公金を過大に支出していた。

切手は現金通貨に準ずる金券であり、現金同様に適正な管理が求められるものである。また、規格外の郵便物と誤認して支払った1920円は本来公金から支払う必要のないものである。今後、このような不適切な事務執行が繰り返されることのないよう、所管課においては、実態に即した出納簿の適時適切な作成や郵便料金の精査など、一連の事務手続の遵守、及び職員のコンプライアンス意識の向上を図るなど、抜本的な改善措置を講じられたい。

〈産業振興課〉

エ 私道防犯灯設置助成金の交付事務における手続不備について

区では、区内における交通の安全、犯罪の防止及び生活環境整備の見地から、私道上への防犯灯設置者に対し、その費用の一部を助成して住民負担の軽減を図ることを目的とし、その根拠及び具体的な交付手続等を定めた「足立区私道防犯灯設置助成要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、助成事業を実施している。

公金の助成にあたっては、適正な手続を経て、その執行の透明性と公平性を確保することが厳格に求められる。

道路管理課の私道防犯灯設置助成金交付事務を監査したところ、次のような不適切な事務処理状況が確認された。

私道防犯灯設置助成決定後の工事内容の変更について、要綱第9条第1項では、「申請者は、助成決定後、設置工事を変更するときは、私道防犯灯設置助成決定変更・中止願（第3号様式）にてあらかじめ区長の承認を受けなければならない。」と規定されている。しかし、実際の事務

執行において、当初「共架式新設工事」及び「東京電力等申請手続き」の計11万4200円（助成金交付予定額）で助成決定を受けた案件について、申請者の自宅から直接電源を取得することになったため不要となった「東京電力等申請手続き」に係る変更が生じた際、申請者に要綱で定める変更届の提出を求めることなく、提出された完了届の「東京電力等申請手続き」の件数を削除し、その費用を差し引いた金額5万2800円（実際の工事費用額）で私道防犯灯設置助成金確定通知書を交付していた事案が認められた。

また、要綱第10条では、「申請者は、設置工事が完了したときは速やかに完了届（第5号様式）及び当該工事にかかる請求書を提出しなければならない。」と定められている。しかし、別の申請案件においては、工事内訳の記載がない領収書を受領したのみで、要綱で義務付けられている工事業者から申請者に渡す請求書を確認しないまま私道防犯灯設置助成金確定通知書を交付していた。

助成金交付事務は、要綱に基づいた必要書類の確認審査及び承認手続がなされることで法的根拠が担保されるものであり、定められた手続を欠いたまま支出を行うことは、事務執行の適正性を著しく欠くと言わざるを得ない。実務上の便宜を優先し、要綱で定められた適正な確認工程を省略することは、行政事務の信頼性を損なうものである。

今後このような事務の執行が繰り返されないことがないよう、要綱に基づく適正な手続の遵守と書類審査体制の強化を図るなど、必要な改善措置を講じられたい。

〈道路管理課〉

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

（２）注意事項

注意事項とは、執行状況から判断し、不適切であるが少額又は区政への影響が少ないため、監査の中で改善・見直し・検討を口頭により指導したものである。また、支出の誤りのあったものについては、監査日以降に訂正し返還又は追加支出のあったことを確認した。

各項目及び所管課は下表のとおりである。

項 目		所管課
ア 財務関係		
	(ア)事案決定関係	
	a、b 事案決定区分の誤り	報道広報課（４）、区政情報課、総務課（２）、災害対策課、中央本町地域・保健総合支援課、都市建設課
	c 事案決定書の未作成	千住保健センター
	(イ)支出関係	
	a、b 科目の誤り	総務課、都市建設課
	(ウ)契約関係	
	a 委託契約上の書類の未提出	契約課、環境政策課、シティプロモーション課、公園維持課
	b 承諾手続のない再委託	道路管理課、公園維持課、パークイノベーション推進課
	c 仕様書に準じていない請求書等の受領	道路整備課
	(エ)その他	
	a 備品の登録漏れ	安全設備課（２）
	b、c 金券管理の不備	危機管理課（２）、足立清掃事務所
	d 検査手続の不備	総務課
	e 書類の紛失	東部保健センター
	f 要綱上の書類の未提出	ごみ減量推進課
イ 旅費関係		財政課、情報システム課（２）、子どもの貧困対策・若年者支援課、総務課（３）、危機管理課（６）、防災戦略課、産業政策課（４）、こころとからだの健康づくり課、感染症対策課（４）、千住保健センター、環境政策課、交通対策課、安全設備課

項 目	所管課
ウ 超過勤務手当等関係	子どもの貧困対策・若年者支援課、 危機管理課（８）、災害対策課（２）、 防災戦略課、資産管理課、 公共施設マネジメント推進課、 産業政策課（８）、 こころとからだの健康づくり課（３）、 保健予防課（３）、感染症対策課（２）、 交通対策課（４）、 パークイノベーション推進課（６）

（ ）内は件数

なお、詳細は以下のとおりである。

ア 財務関係

（ア）事案決定関係

- a 事案決定区分が副区長決定であるにもかかわらず、部長決定にしているもの

〈中央本町地域・保健総合支援課、都市建設課〉

- b 事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの

〈報道広報課、区政情報課、総務課、災害対策課〉

- c 部長の決定を必要とする契約請求にもかかわらず、文書管理システムによる事案決定書を作成していないもの

〈千住保健センター〉

（a、b、cの根拠）足立区事案決定規程第3条

（イ）支出関係

- a 物品名鑑による備品の購入にあたり、備品購入費で支出すべきところ、消耗品費で支出しているもの

〈総務課〉

- b 登録免許税について、公課費で支出すべきところ、役務費で支出しているもの

〈都市建設課〉

（a、bの根拠）足立区予算事務規則第4条、第20条

(ウ) 契約関係

a 委託契約において、区への提出を定めている関係書類を提出させていないもの

(a) 誓約書

〈契約課〉

(b) 資材確認票

〈環境政策課〉

(c) 個人情報事故等に係る緊急時対応計画、教育又は研修の実施状況に係る報告書、削除、廃棄の証明書

〈シティプロモーション課〉

(d) 緊急連絡体制表

〈公園維持課〉

((a)、(b)の根拠) 契約約款(委託)第1条
委託契約仕様書

((c)の根拠) 個人情報契約約款別紙第5条、第6条、
第11条

((d)の根拠) 委託契約仕様書

b 承諾手続のない再委託

(a) 委託契約において、受託者が再委託申請書を区に提出していたにもかかわらず、再委託の承諾手続を行っていないもの

〈パークイノベーション推進課〉

(b) 個人情報を取り扱う委託契約において、受託者が再委託申請書を区に提出していたにもかかわらず、再委託の承諾手続を行っていないもの

〈道路管理課〉

(c) 委託契約において再委託をする場合は、仕様書等で必要と定められている事前の申請及び区による承諾の手続を行っていないもの

〈公園維持課〉

((a)、(c)の根拠) 委託契約仕様書

((b) の根拠) 個人情報に係る契約約款別紙第 18 条
委託契約仕様書

c 委託 (単価契約) の請求書等について、仕様書に準じていない内容で受領しているもの

〈道路整備課〉

(根拠) 委託契約仕様書

(エ) その他

a 5 万円以上の物品について備品登録をしていないもの

〈安全設備課〉

(根拠) 足立区物品管理規則第 6 条、第 14 条、第 24 条、
第 41 条
物品会計の手引
物品名鑑

b 金券の管理において、受払簿を作成していないもの

〈危機管理課、足立清掃事務所〉

c 金券の管理において、受払簿の決裁がなされていないもの

〈危機管理課〉

(b、c の根拠) 昭和 43 年 5 月 28 日付事務連絡
(郵便切手の出納保管について)
7 足会発第 2236 号
(郵券の適切な管理について (通知))

d 検査事務取扱者でないものが、検査を行っているもの

〈総務課〉

(根拠) 足立区契約事務規則第 58 条第 2 項
足立区検査事務実施要綱第 2 条、第 4 条、第 34 条

e 備品購入に係る書類を紛失したもの

〈東部保健センター〉

(根拠) 足立区文書管理規程第 26 条

f 補助金の交付申請の際に、要綱で定めている関係書類を提出させていないもの

〈ごみ減量推進課〉

(根拠) 足立区資源買取市補助要綱第7条

イ 旅費関係

(ア) IC運賃により旅費を支給すべきところ、切符を利用した料金で支給しているもの

〈千住保健センター〉

(根拠) 25足総人発第4037号通知

(イ) 通勤経路部分の旅費を支給しているもの

〈危機管理課、産業政策課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条
旅費事務の手引

(ウ) 通勤にバスを利用し、定期券で通勤手当の認定を受けている者に、定期券利用可能区間の旅費を支給しているもの

〈財政課、情報システム課、総務課、安全設備課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条
旅費事務の手引

(エ) 出張命令により旅行しているにもかかわらず、旅費を支給していないもの

〈感染症対策課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

(オ) 年次有給休暇取得後の居住地から出張先までの旅費を支給していないもの

〈危機管理課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項
旅費事務の手引

(カ) 出張後に年次有給休暇を取得しているにもかかわらず、帰路の旅費を支給しているもの

〈危機管理課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項
旅費事務の手引

(キ) 研修の受講にあたり旅費が発生しているにもかかわらず、旅費を支給していないもの

〈産業政策課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項
足立区職員旅費支給規程第10条
旅費事務の手引

(ク) 乗継割引適用区間であるにもかかわらず、割引していない運賃で旅費を支給しているもの

〈産業政策課、こころとからだの健康づくり課、環境政策課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条

(ケ) 旅行命令簿の旅行経路の誤入力等により、旅費を正しく支給していないもの

〈子どもの貧困対策・若年者支援課、危機管理課、防災戦略課、
感染症対策課、交通対策課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

※ 根拠法令として引用している「足立区職員の旅費に関する条例」及び「足立区職員旅費支給規程」については、監査対象年度である令和7年度時点の条番号を記載している。

ウ 超過勤務手当等関係

(ア) 休憩時間を超過勤務時間に含めて、超過勤務手当を支給しているもの

〈子どもの貧困対策・若年者支援課、危機管理課、防災戦略課、
産業政策課、こころとからだの健康づくり課、感染症対策課、
パークイノベーション推進課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

(イ) 超過勤務を行ったにもかかわらず、超過勤務手当を支給していないもの

〈危機管理課、資産管理課、公共施設マネジメント推進課、産業政策課、
交通対策課、パークイノベーション推進課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

(ウ) 超過勤務時間の誤入力により、超過勤務手当を正しく支給していないもの

〈危機管理課、パークイノベーション推進課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

(エ) 旅行先から直帰するにあたり、超過勤務対象でないにもかかわらず庶務事務システムへ誤って申請入力を行ったため、超過勤務手当を支給しているもの

〈産業政策課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

(オ) 週休日に振替なしで勤務しているにもかかわらず、超過勤務手当を支給していないもの

〈災害対策課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

足立区職員の超過勤務手当及び休日給の支給割合等を定める規則第2条第1項

(カ) 通常の勤務日に超過勤務を行った場合は、超過勤務手当125／100の割合で支給すべきところ、135／100で支給しているもの

〈保健予防課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

足立区職員の超過勤務手当及び休日給の支給割合等を定める規則第2条第1項

(キ) 休日の勤務について、誤入力により休日給を正しく支給していないもの

〈危機管理課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第20条

(ク) 選挙事務において、管理職特別勤務手当を6時間以下で支給すべきところ6時間超で支給しているもの

〈産業政策課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第24条の2

足立区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条

(ケ) 選挙事務において、管理職員が特別勤務手当に該当する勤務をしたにもかかわらず、手当を支給していないもの

〈危機管理課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第24条の2

足立区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条

7 監査委員意見

(1) ペーパーレスの更なる推進について

区は、「足立区デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、区民サービスの向上と職員の業務効率化の実現に向け、ICT技術を活用した業務改善・改革を推進しており、その過程として、ペーパーレス化が必須の流れとなっている。区民向けには、オンライン申請システムや書かない窓口(窓口DX)の運用に率先して取り組んでおり、行政手続のオンライン化を進め、利便性の向上に寄与している。しかし、庁内のDX・業務効率化に向けては、RPAや生成AI等を活用し始めてはいるものの、未だその取り組みが十分であるとは言えず、更に取り組みが遅れていると言わざるを得ないのが、事案決定書等、様々な場面におけるペーパーレス推進である。

総務課におけるペーパーレス推進リーダーの各課配置や紙使用枚数の各課報告による枚数管理を通して、紙の使用枚数は減少しているものの、令和7年度の紙使用枚数は約3170万枚(うち区民向け申請書類やチラシなど、部外向けの紙が1000万枚強)にも及び、前年度比3.9%減に留まっている。先進的にDXに取り組んでいる渋谷区は、常勤職員数が足立区の55.7%であるのに対し、紙使用枚数は37.9%であった(もっとも、人口は足立区の32.8%であり、その点考慮する必要がある)。

事案決定書には、「ペーパーレス不可文書条件」が規定されているが、この条件に適合しないにもかかわらず紙で出力しているものや、ペーパーレス不可文書に一部が該当するからという理由で全文書を紙資料とする例も見受けられる。また、身近な事例として、監査委員監査において、対応する職員全員がパソコンは持たず紙資料を持ち込む課が多くあり、資料の追加提出を求めた場面においても、こちらから指示しなければ多くが紙で提出される。職員が監査関連資料=紙という固定観念を持ち、ペーパーレス化の意識が職員に浸透していないことが読み取れる状況となっている。

不慣れな職員にとっては大きな変化となることは確かであるが、電子データ化(ペーパーレス化)により、情報の共有や検索が容易になるほか、印刷コストや保管スペース、ファイリングの手間を削減することが可能となるなど、そのメリットは大きい。技術的には、区の内部業務のほぼ全て

をペーパーレス化できるはずであり、「従来のやり方に慣れている」、「現状で困っていない」といった言葉を隠れみのにすることなく、抜本的な改革の覚悟をもって取り組む必要がある。

ただし、形式的なペーパーレス化によって業務量が増大し、かえって非効率を招く事態では、本末転倒である。例えば、現行の文書管理システムにおいて、電子ファイルの閲覧は一つ一つ画面展開しなければならず、時間がかかるため、事務監査時など、ボリュームのある資料を閲覧する際は、紙の方が効率的であるといった実務上の課題も存在する。こうした業務負荷を軽減するためには、従来の仕組みを維持したまま紙をなくすのではなく、情報機器の持ち出しのルール等を含む働き方の見直しや情報システムの再構築など、当初からペーパーレス運用を念頭に置いたシステム更改を進めていく検討も必要である。

全ての業務の内容・フローを精査し、具体的にペーパーレス化することにより問題が生じる業務以外は、ペーパーレスとするという統一的な方針を確立し、職員がペーパーレス化による効率化の恩恵をしっかりと理解できるように促しつつ、大胆なペーパーレス推進を期待する。

〈総務課〉

(2) 地方公共団体情報システム標準化とベンダーロックインの解消について ア システム標準化の意義

地方公共団体情報システムの標準化は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第1条に規定されたとおり、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが喫緊の課題であることに鑑み、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的としている。この目的達成のために国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、従来の基幹業務システムが個別に開発・カスタマイズされてきた結果、維持管理負担の増大や住民サービスの迅速な全国普及の困難さといった課題が生じているとして、（1）標準化基準の策定による地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、（2）競争環境の確保、（3）システムの所有から利用へ、（4）迅速で柔軟なシステムの構築、（5）標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行、の5つの目標を掲げた。また、これら目標の達成のため、国は「デジタル基盤改革支援補助金」を活用し、ガバメントクラウド上の標準準拠システムへの移行に要する一時経費について、上限額の範囲内で10/10を補助する財政支援を行うこととし、ガバメントクラウドの活用等による、

運用経費等の少なくとも3割削減や、事業者の競争環境を確保し、ベンダーロックインを回避することを目指すとしている。

イ 足立区における標準化に向けた取組みの現状

足立区においても、基本方針に従い、標準化に対応するシステム構築が進められてきた。具体的には、令和6年度に庁内データ連携機能や統合滞納管理機能などの共通機能構築業務等の分野において総額約7億2400万円（国に請求した補助金対象額）、令和7年度には福祉総合システム等の分野において総額約14億7200万円（国に請求した補助金対象額）のシステム開発を行い、令和8年度は就学・就学援助システム等の分野の開発に取り組んでいる。足立区の構築方針は、標準化システムを国が定めた仕様に限定した最小限（ミニマム）なものとし、都市規模や行政需要が大きい足立区独自のニーズに対応するアドオン（標準化対象外業務）部分は、原則として標準システムとは別の「独自施策システム」として疎結合で構築するものである。足立区のシステム標準化移行は、令和3年度から、国が示した令和7年度中のシステム切り替えに向け、関係部局が緊密に連携して開発に取り組んできた。しかし、国による標準仕様書の改版が頻繁に行われるうえに、システム間のデータ連携等に係る仕様調整が、地方自治体とベンダーに委ねられたことによって、現場の各業務所管課や開発ベンダーは極めて困難な対応を余儀なくされ、多くの自治体で期日内の標準化完了が困難になるなど、全国的な混乱が生じた。このような状況下においても、各業務所管課は度重なる改版の都度に仕様書の詳細な読み込みや動作検証を実施し、情報システム課は遅延する開発スケジュールの管理や複雑なシステム間連携の調整に多大な尽力を重ねてきた。その結果、令和7年度に標準化された各システムにおいては、区民生活に影響を及ぼすような大きなシステムトラブルを発生させることなく、現在も安定稼働を継続している。監査委員としても、これまでのシステム標準化移行が、国や開発環境における多大な混乱や急激なスケジュール調整を伴うものであった状況を認識し、情報システム課及び各業務所管課が忍耐強く取り組んだことにより、円滑なシステムの標準化移行とトラブルのない稼働を達成している現状を、一定程度評価するものである。

ウ 足立区における課題

しかし、これら標準化移行について、システム開発状況等を監査したところ、ベンダーロックインの解消という観点において重大な懸念が認められた。足立区の主要システムは現在、福祉総合システムを日本電気株式会社、戸籍関連システムを富士フイルムシステムサービス株式会社、

住民記録システムを富士通 J a p a n 株式会社、国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金システムを株式会社 N T T データ、税務システムを株式会社 R K K C S、生活保護システムを株式会社日立システムズ、保健衛生システムを日本コンピューター株式会社といった特定のベンダーに依存している。標準化対応のためのミニマムシステム開発及びアドオンシステム開発においても、従来と全く同一のベンダーに委託されている実態がある。また、福祉総合システムの改修委託費を見たところ、アドオンシステム構築に係る経費も含まれていると認められるものの、アドオン部分の経費を的確に分離・算出することはできず、これは、現行の福祉総合システムが標準化対象（例：障がい者、児童手当等）と標準化対象外（例：高齢者等）を同一ベンダーの一つのパッケージとして構築されてきた経緯から、データ連携が複雑化し、度重なる制度改正への対応なども加わったことで同システムがブラックボックス化し、アドオン部分の経費を算出し得ない構造となっていることに起因するものと推察される。他システムにおいてもアドオン部分の経費を算出できないものがあり、同様の懸念が生じている。これらは、基本方針が目指す「事業者の競争環境を確保し、ベンダーロックインを回避する」という目標に照らして、大きな課題があると言わざるを得ない。加えて、監査委員監査の際に情報システム課に確認したところ、「アドオン部分を別の事業者へ委託することで、標準仕様との操作性が相違し、現場職員が困るため分けて発注するのは難しいと思う。」と説明しており、ベンダーロックインを解消する方向での検討はうかがえなかった。この点、使い勝手は発注の仕方、仕様書の書き方で解消でき、やり方が変わることを即悪化と捉えるのも首肯しがたく、単に「使い勝手」や「慣れ」を理由に特定の事業者へ依存し続けることは、デジタルトランスフォーメーション（D X）の本質的な推進を阻害する要因にもなりかねない。

エ ベンダーロックイン解消への道筋

行政サービスの継続性確保のため、初回対応として現用システムに精通したベンダーに委託したこと自体は、市場における S E リソースの深刻な不足という現状にも照らせば、一定の合理性が認められる。また、システム全体標準化対応・システム全体最適化支援業務委託業者の有限責任監査法人トーマツに情報システム課から意見聴取したところ、「現時点で、標準機能と独自アドオンの構築・保守ベンダーを完全に分離して並行運用している自治体は、当社が知る範囲では存在しない。全国的に、ベンダーのリソース不足が最大のボトルネックとなっている。将来的に市場のベンダーのうちの複数社が、独自アドオン部分に対応した汎

用的なパッケージ製品を開発し、市場に他社製品（パッケージ）の選択肢が確保されれば、アドオン部分においても健全な競争環境が機能し、本質的なベンダーロックイン解消へとつながる可能性があるものの、実現には10年程度の期間を要する可能性がある。」との見解を示している。

しかし、今回の標準化対応はある程度やむを得ないとしても、今後は、標準化意義に鑑み、長期的な展望を持ってベンダーロックイン解消の検討を進めるべきである。具体的には、福祉総合システムの開発のような標準化部分とそれ以外との分離が不可能なほどの巨大な、機動性の弱いシステムを維持し続ける従来の形態を改め、専門家のアドバイスも参考にしつつ、システムの機能やデータベースをより細かく分析して、アドオン部分のシステム・データベースを機能ごとに「分解」することで、特定のベンダーへの一極依存を脱し、小さいシステム間のAPI連携等によるデータ流通、施策によってはシステム外でデータを抽出・加工して業務を行うなど、システムを「細分化」、「軽量化」するための技術的な検討や改善について時間をかけて情報システム課と各業務所管課が連携して検討していくことが必要である。標準準拠システムへの移行を契機とし、将来的にアドオン部分等の分割・分離発注等を可能とする仕様を検討することで、実効性ある競争環境を創出し、システム経費の適正化と区民ニーズに迅速に応え得る柔軟な行政基盤を確立することが必要である。

〈情報システム課、各業務システム所管課〉

（3）規定の正しい解釈について

足立区附属機関の構成員（以下「委員」という。）のうち、特別区外から会議に出席する委員に対しては、「足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例」に基づき、鉄道賃等の費用弁償を行うことが規定されており、その支給方法は『一般職の職員の例による。』とされている。

監査対象年度である令和7年当時の「足立区職員の旅費に関する条例」（以下「条例」という。）では、第17条において、特急料金を支給できるのは、『片道100キロメートル（任命権者が認める場合にあっては片道50キロメートル）以上』という距離規定を置いていた。一方で、人事課が作成している令和7年当時の「旅費事務の手引」（以下「手引」という。）には、『公務上の必要により特急等に乗車する必要があると旅行命令権者が認める場合は、片道100kmに満たない路程であっても特急料金等を支給することができる。』とあり、条例の距離規定とそごが生じ、

誤解を与え得る記載となっていた。

子どもの貧困対策・若年者支援課（以下「所管課」という。）では、手引に記載の内容で距離規定を適用し、委員に対し、要件を満たしていない約27km分の特急料金を支給していた。所管課においては、運用マニュアル的な手引だけでなく支給根拠となる条例の規定も遺漏なく確認すべきであったことは当然であるが、手引の記載不備が起因したことも否めないところである。

区では、国家公務員等の旅費に関する法律等の改正を受けて、条例改正（令和8年4月1日施行）を行い、特急利用にかかる距離規定は廃止となった。これに伴い、令和7年度において生じていた条例と手引のそごは解消されており、現在は、利用の偏り防止を目的として、改訂された手引において、「距離の基準」と「時間短縮の基準」を設けている。今後も、規定の趣旨を正しく理解して根拠となる条例等とそごのない手引・マニュアル等を整備するとともに、適正な利用を促す運用の徹底を図り、公金の適正な支出に向けて継続して注意を払うことを求める。

〈子どもの貧困対策・若年者支援課、人事課〉

以 上